

## エコマール那覇空調設備保守点検業務委託契約書

那覇市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間に、令和8年度エコマール那覇空調設備保守点検業務委託(以下「保守点検業務」という。)について、次のとおり契約を締結する。

### (業務の委託)

第1条 甲は次の施設における保守点検業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1)エコマール那覇リサイクル棟(南風原町字新川655番地)
- (2)エコマール那覇プラザ棟(南風原町字新川640番地)

### (業務の内容)

第2条 乙は、この契約書並びに「空調設備保守点検業務仕様書」で定めた内容に基づき保守点検業務を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

### (委託料及び支払方法)

第3条 この契約の委託料は、〇〇〇〇〇円(うち消費税〇〇〇〇〇円)とし、支払額(消費税及び地方消費税含む。)は、次のとおりとする。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1回目：〇〇〇〇〇円(税込) | 2回目：〇〇〇〇〇円(税込) |
| 3回目：〇〇〇〇〇円(税込) | 4回目：〇〇〇〇〇円(税込) |

2 甲は、前項の支払額を業務履行確認後、乙の正当な請求があった日から30日以内に支払うものとする。

### (委託期間)

第4条 委託期間は契約締結した日から令和9年3月31日までとする。

### (契約保証金)

第5条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除する。

### (報告)

第6条 乙は、保守点検業務の異常時には、速やかに甲に対し報告するものとする。

### (損害賠償)

第7条 保守点検業務に関し、乙の過失により甲または第三者に損害が生じた場合は、乙は甲または第三者に対し、速やかにその損害の賠償を行うものとする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括再委託等の禁止等)

第9条 乙は、保守点検業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した保守点検業務の主たる部分を分離して第三者に委託してはならない。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当すると判明したとき、又は関係があることが判明したとき。
- (2) 乙が正当な理由無く、この契約の全部または一部を履行しないとき。
- (3) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったと甲が認めたとき。
- (4) 乙が本契約を履行することが出来ないと明らかに認められるとき。
- (5) 乙から契約解除の申出があったとき。

2 乙からの契約解除の申し出並びに前項第1号及び第2号、第3号により契約を解除する場合、乙は違約金として契約金額の100分の10の金額を甲の指定する日までに支払うものとする。

3 第1項の規定により甲がこの契約を解除しても、乙は甲に対して損害及び意義の申立てをすることができない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務実施にあたって知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。また、本契約を完了し、又は、解除した後も同様とする。

(協議)

第13条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき、またはこの契約書に定めている事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

乙 